

令和 7 年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務 プロポーザル審査要領

1 趣旨

この要領は、岐阜県関市（以下、「本市」という。）が実施する「令和 7 年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務」（以下、「本業務」という。）の委託に係る受託候補者を審査するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

本業務の受託候補者の審査にあたっては、プレゼンテーション審査により行う。プレゼンテーション審査は、本市が別に設置する「令和 7 年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行う。

提出された見積書に記載された金額が「令和 7 年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領 3 委託契約限度額」の金額を超える場合は、審査の対象としない。

プロポーザル参加者が提出した提出書類を基にプレゼンテーション（説明、質疑応答）を行い、審査委員会を構成する各委員が資料 2 「提案書等評価基準」に基づき審査する。審査の結果、審査員が採点した評価点を順位付けし、次に定める順位点を付すものとする。1 位＝1 点、2 位＝2 点、3 位＝3 点、4 位＝4 点・・・。

各審査員の順位点を合計し、合計得点の最も少ないものを本業務の受託候補者とする。

順位点の合計得点と同点の場合には、各審査員の評価点を合計し評価点の合計が高いものを上位とする。

各審査員の評価点の合計も同点となった場合には、提出された見積額が低いものを上位とする。

見積額も同額の場合には、審査員の協議により本業務の受託候補者を決定するものとする。

ただし、各審査委員の平均評価点が 60 点未満の場合は、受託候補者として審査しないものとする。

3 プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションは、次のとおり行う。

- (1) 当日の出席者は、説明者及び質問への対応者を含む合計 2 名以内とする。
- (2) 提出した提出書類とは別の資料等を新たに提出することは認めない。ただし、プレゼンテーションで使用するパワーポイント画面のコピー資料は除く。

- (3) プレゼンテーションにパワーポイントを使用する場合は、使用するデータを保存したパソコンを持参すること。
スクリーン（80 インチ又は 100 インチ）、プロジェクター、ケーブル（D-sub 15pin 10m/HDMI 3m）は本市（環境課）で用意する。
- (4) プレゼンテーションは非公開で行う。
- (5) プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付が最も遅かった者から順とする。
- (6) プレゼンテーションは、1 者当たり 2 5 分（説明 1 5 分、質疑応答 1 0 分）とする。
- (7) プレゼンテーションの開催日等の詳細は、プレゼンテーション参加者（以下「参加者」という。）が確定後、改めて文書にて通知する。

4 業務受託候補者の決定及び公表

- (1) 本市は、審査委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。
受託候補者との委託契約締結に当たっては、提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、本市と受託候補者とが提案内容に沿って契約内容について協議及び調整を行った上で、双方合意に基づき随意契約を締結することとする。
なお、協議において本市が内容確認及び資料等を求めた場合は、受託候補者は即時対応をすること。
- (2) 審査結果は、受託候補者が決定した後、速やかに参加者全員に対して書面により通知すると共に、本市ホームページ上にて、受託候補者の名称、委託契約予定金額、各参加者の順位、順位点を公表するものとする。
なお、受託候補者以外の名称は公表しない。
- (3) 審査結果に関する講評は公表しない。
- (4) 審査の過程及び講評に関する問い合わせには一切答えない。
- (5) 審査結果に対する異議は認めない。
- (6) 第 1 順位の受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と契約交渉を行うこととする。
- (7) 提出書類その他本プロポーザルの内容について、関市公文書公開条例（平成 9 年関市条例第 4 4 号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。